

シックリフト工法特記仕様書

第 1 条 総 則

1. 1 適用範囲

本特記仕様書は、加熱混合方式により製造した加熱アスファルト安定処理路盤材の施工のうち、一層の仕上がり厚が 10 cm を超えて 30 cm 以内で施工するシックリフト工法に適用する。本特記仕様書に定めるもの以外は、設計図書、土木工事標準仕様書、舗装設計施工指針、舗装便覧、フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針（案）及び舗装再生便覧を適用する。

なお、本特記仕様書の適用に当たり疑義が生じた場合には、監督職員と別途協議するものとする。

第 2 条 施工方法

2. 1 敷き均し

混合物の敷き均しは、良好な平坦性と正しい横断形状を確保するよう均一に敷き均さなければならない。敷き均し機械はタンパ・バイブレータ併用型アスファルトフィニッシャ又はブルドーザを標準とする。タンパ・バイブレータ併用型アスファルトフィニッシャを使用する場合は、1 回に所定の敷き均し厚を施工することが可能なアスファルトフィニッシャを使用する。

敷きならし温度は 110℃ を下まわらないようにする。ただし、早期交通開放を目的として、中温化材を添加した混合物の場合は、使用中温化材の推奨温度範囲を遵守するものとする。

2. 2 交通開放

交通開放は、原則として路面温度が 50℃ 以下になった時点とする。

以上